（身分を示す証票）

第十三条　法第二十七条第二項の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

［条を削る。］

（身分を示す証票）

第十三条　法第二十七条第二項（法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

（準用規定）

第十五条　第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第五項まで、第六条の二、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の四第一項及び第二項第一号	法第七条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第七条第一項
第一条の四第二項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所地
第一条の四第二項第八号	法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族	法附則第二条第一項に規定する扶養親族等並びに令第七条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族
第一条の四第二項第九号	法第五条第一項に規定する児童	法附則第二条第一項に規定する児童
第二条第一項	法第九条第一項	法附則第二条第四項において準用する法第九条第一項
第三条第一項	法第九条第三項	法附則第二条第四項において準用する法第九条第三項
第五条第一項第一号	氏名（法人にあつては、その名称）	氏名
第六条の見出し	住所変更等	住所変更
第六条第一項及び第三項第一号	住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所地
第六条第一項	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	住所
第六条の二第一項	法第十七条第一項に規定する公務員	法附則第二条第四項において準用する法第十七条第一項に規定する公務員
	法第十八条第三項に規定する被用者等でない者	法附則第二条第四項において準用する法第二十六条第一項に規定する被用者等でない者